

重要事項説明書

契約概要のご説明（マイホーム総合保険（住居建物総合保険））

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。
本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約条項をご参照ください。また、ご不明点については、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
「マイホーム総合保険」は、住居建物総合保険のペットネームです。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、火災をはじめとする様々な偶然な事故により、保険の目的（保険をつけた建物または家財など）に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

この保険には、補償範囲の異なる3つのプラン（ワイドプラン、ベーシックプラン、エコノミープラン）があり、いずれかのプランをご選択のうえ、ご契約いただきます。それぞれのプランの補償内容は（2）保険金をお支払いする場合をご参照ください。

また、地震保険をご契約された場合には、地震などにより保険の目的（保険をつけた建物または家財など）が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いする場合（補償内容）

補償プランごとに主なものを記載しております。詳細は、住居建物総合保険普通保険約款・特約条項でご確認ください。また、実際にご契約いただくお客様のご契約の補償プランにつきましては、申込書にてご確認ください。

（注）家財を補償する場合は、家財追加担保特約をセットしてご契約いただきます。

損害保険金等のお支払いの対象となる事故（：保険金をお支払いする場合 ×：保険金をお支払いしない場合）

主な支払事由	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン
a. 火災・落雷・破裂または爆発			
b. 風災・ひょう災・雪災(損害の額が20万円以上の場合(注1))			
c. 水災(床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水)			×
d. 水ぬれ・騒じょう・建物外部からの物体の衝突等			×
e. 盗難			×
f. 上記以外の不測かつ突発的な事故(注2)		×	×

（注1）補償プランがワイドプランで「風災等支払方法変更特約（免責金額型）」をセットした場合は、損害の額が20万円未満であっても、損害の額がご選択いただいた自己負担額（0円または3万円）を超えるときにお支払いの対象となります。

（注2）補償プランがワイドプランの場合、家財に生じた不測かつ突発的な事故による損害に対しては、支払限度額50万円および自己負担額3,000円が適用されます。

保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

主なものを記載しております。詳細は、住居建物総合保険普通保険約款・特約条項でご確認ください。

マイホーム総合保険だけでは地震による損害は補償されません。

マイホーム総合保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害についても損害保険金をお支払いできません。これらの損害を補償するためには、別途「地震保険」が必要です。ぜひ、「地震保険」をあわせてご契約ください。（ただし、地震火災費用担保特約をセットした場合における地震火災費用保険金については、これらにかかわらず支払われます。）

（例）地震等による火災

地震による損壊

津波による流失



（注1）「地震保険」をおつけになれるのは「居住用建物」および「家財」です。地震保険の契約をご希望にならない場合は、申込書にご確認の押印をお願いいたします。

（注2）地震保険の詳細については、後記「地震保険の概要」をお読みください。

上記の他に、例えば次のような場合にも保険金をお支払いできません。

・家財をご契約いただいた場合でも、「貴金属・宝飾品・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの」または「設計書・図案、帳簿等」（「明記物件」といいます。）のうち申込書に明記しなかった家財に生じた損害

（注）家財追加担保特約をおつけいただいた場合、申込書に明記されなかった「1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝飾品・美術品等」に、保険の目的を収容する建物内でこのご契約のお支払い対象となる事故（水災・地震による損害は除きます。）が生じたときに限り、ご契約の対象とみなして、1事故につき1個または1組ごとに30万円を限度に補償いたします。ただし、故意・重大な過失によって申込書に明記し忘れたとき、貴金属・宝飾品・美術品等に損害があったことを確認できなかったときは補償いたしません。

・火災等の事故の際における紛失・盗難の損害
 ・ご契約者または被保険者（保険の補償を受けられる方）の所有・運転する車両またはその積載物の追突・接触による損害
 ・風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合（補償プランがワイドプランで「風災等支払方法変更特約（免責金額型）」をセットした場合を除きます。）
 ・水災について損害割合が30%未満であり、かつ建物に床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水も発生しなかった場合（ワイドプラン・ベーシックプランの場合）

裏面もご覧ください

(3) セットできる特約とその概要

この保険に自動的にセットされる特約と別に定める保険料をお支払いいただくことによりセットが可能な特約のうち主な特約とその概要のみ記載しています。詳細は、住居建物総合保険普通保険約款・特約条項でご確認ください。

費用保険金を補償する特約

特約をセットすることにより損害保険金等とは別に、事故の形態によっては被災時のさまざまな費用を補償する費用保険金をお支払いします。

費用保険金（特約）の種類	保険金をお支払いする場合
事故発生時諸費用保険金(注1) (費用総合担保特約)	損害保険金（水害保険金）が支払われる場合に、仮住まいのためのホテル代、焼け跡の整理にかかる費用、近所へのお詫びにかかる費用などについて、損害保険金（水害保険金）の30%に相当する額を300万円限度（併用住宅の場合は500万円限度）にお支払いします。
災害緊急費用保険金 (費用総合担保特約)	火災、落雷、破裂・爆発の事故で保険の目的である建物が損害を受け、建物の復旧にあたり必要かつ有益な費用（仮住まいの賃借費用など）を弊社の承認を得て支出した場合に、その費用をご契約金額（保険金額）の10%または100万円のいずれか低い額（併用住宅の場合はご契約金額（保険金額）の30%または1,000万円のいずれか低い額）を限度にお支払いします。
特別費用保険金(注2) (費用総合担保特約)	損害保険金(水害保険金)が支払われる場合で、保険の目的である建物が全損となった場合に損害保険金(水害保険金)の10%に相当する額を200万円限度にお支払いします。
地震火災費用保険金 (地震火災費用担保特約)	地震・噴火・津波による火災により一定の損害が発生した場合にご契約金額（保険金額）の5%に相当する額を300万円限度にお支払いします。
エコ対策費用保険金 (建物性能改良費用担保特約)	損害保険金（水害保険金）が支払われる場合で、保険の目的である建物が全損となり、復旧にあたり弊社の承認を得て負担した省エネルギーに役立つ建物に改良した場合の増加費用を損害保険金（水害保険金）の5%または100万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。
バリアフリー改修費用保険金 (建物性能改良費用担保特約)	ご本人または同居のご家族が偶然な事故によるケガにより後遺障害を負い要介護状態になったとき、保険の目的である建物をバリアフリー仕様に改造した場合の費用をご契約金額（保険金額）の10%または300万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて910日以内に負担したものに限りします。
防犯対策費用保険金 (建物性能改良費用担保特約)	保険の目的である建物で、不法侵入を伴う犯罪行為（警察署に届け出たものに限りします。）が発生した場合に、保険の目的である建物に防犯装置の設置等を行った費用（20万円限度）や日本国内において建物のドアの鍵が盗難された場合のドアの錠の交換に要する費用（3万円限度）をお支払いします。
損害防止費用(注3)	火災、落雷、破裂・爆発の事故で損害の防止・軽減のために支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。

(注1) 事故発生時諸費用保険金のお支払い対象となる事故を火災、落雷、破裂・爆発に限定するタイプ、限度額を100万円に変更するタイプもございます。

(注2) 費用総合担保特約に特別費用保険金不担保特約をあわせてセットした場合は特別費用保険金をお支払いしません。

(注3) 損害防止費用は特約のセットにかかわらずお支払いします。

家財を補償する特約

特約をセットすることにより、火災などのさまざまな事故により家財に生じた損害を補償します。

特約の名称	特約の内容
家財追加担保特約	火災、水災、盗難などの事故により家財に損害が生じた場合に、損害保険金、水害保険金、持ち出し家財保険金、別宅家財保険金または引越中家財保険金などをお支払いします。(注1)(注2)

(注1) 補償プランごとにお支払い対象となる事故の種類や保険金の種類が異なります。

(注2) 地震火災費用担保特約がセットされている場合は地震火災費用保険金、費用総合担保特約がセットされている場合は事故発生時諸費用保険金の補償が家財に対しても適用されます。

その他の主な特約

特約の名称	特約の内容
個人賠償責任担保特約	ご本人またはご家族が日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に備えることができます。
庭木等構内構築物修復費用担保特約	損害保険金（水害保険金）が支払われる場合に、同時に住宅構内にある外灯・遊具・庭木（枯死した場合）などの構築物が損害を受け、構築物を修復した場合の費用に備えることができます。
類焼損害等担保特約	保険の目的である建物やその収容家財から発生した火災・破裂・爆発等により近隣の居住用建物や家財に損害が生じた場合などに備えることができます。

重要事項説明書

契約概要のご説明（マイホーム総合保険（住居建物総合保険））

（４）保険期間（保険のご契約期間）

この保険の保険期間は、2年から36年までの整数年で設定できます。ただし、セットされる特約の種類によっては保険期間の設定が制限される場合があります。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。

（５）引受条件（ご契約金額等）

ご契約いただく保険金額の設定につきましては、以下の点にご注意ください。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様のご契約の保険金額につきましては、申込書にてご確認ください。

ご契約金額（保険金額）の設定

保険金支払基準	ご契約金額（保険金額）の設定
「新価（再調達価額）」	<p>事故が発生した場合には、明記物件を除き再調達価額（新価）を基準に保険金をお支払いしますので、建物および家財（明記物件を除きます。）のご契約金額（保険金額）は再調達価額いっぱいにお決めください。</p> <p>（注）再調達価額とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいいます。</p> <p>明記物件については、時価額を基準に保険金をお支払いしますので、明記物件のご契約金額（保険金額）は時価額いっぱいにお決めください。</p> <p>（注）時価額とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額（再調達価額）から「使用による消耗分」を控除して算出した金額をいいます。</p> <p>再調達価額または時価額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは再調達価額または時価額が限度となりますので、その超過分は無効となります。</p> <p>建物のご契約金額（保険金額）の設定にあたっては、建物のご契約金額（保険金額）への算入対象外となる土地代の費用は除いてお決めください。</p>

保険期間（保険のご契約期間）が5年超のご契約の場合、「保険金額調整等に関する特約」が自動的にセットされ、建築費または物価の変動等により再調達価額がご契約金額（保険金額）の30%程度以上増減したときは、弊社から建物のご契約金額（保険金額）の見直しをお知らせします。建物のご契約金額（保険金額）の見直しが必要な場合、ご契約金額の増減（保険金額の調整）に応じた保険料を、請求または返還させていただきます。（ご請求保険料をお支払いいただけない場合、お支払いする保険金が減額される場合があります。）

家財のご契約金額（保険金額）

建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財を補償の対象とするためには、建物とは別に家財のご契約金額（保険金額）を設定してご契約いただく必要があります。ご契約もれのないようご注意ください。

（２）マイホーム総合保険には、以下の割引が適用できる場合があります。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

割引制度	適用できる主な場合
省令準耐火	2×4（ツーバイフォー）工法建物や木質系プレハブ建物等で住宅金融公庫法に定められた準耐火構造である場合
住宅用防災機器割引	建物に火災警報器や火災報知設備などの住宅用防災機器を設置している場合
耐火性能割引	外壁の耐火時間が1時間以上など、弊社所定の耐火性能基準を満たす鉄骨プレハブ建物の場合
耐風性能割引	住宅性能評価書における耐風等級が等級2に該当する建物の場合
オール電化住宅割引	建物すべての給湯設備・厨房設備・冷暖房設備を電気でまかなっている場合

（注）割引の適用にあたっては、弊社所定の確認書類を提出いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、長期一括払のみとなります。なお、お支払い方法は直接集金以外に口座振替やクレジットカードによるお支払いもお選びいただけます。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

マイホーム総合保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店・扱者または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

2 保険料

（１）保険料は、ご契約金額（保険金額）、保険期間（保険のご契約期間）、建物の所在地・構造等により決定されます。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様のご契約の保険料につきましては、申込書にてご確認ください。

地震保険の概要

1) 商品の仕組み

地震保険はマイホーム総合保険にセットしてご契約いただく必要があります。(地震保険を単独で契約することはできません。)セットで契約するマイホーム総合保険が保険期間(保険のご契約期間)の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、セットで契約するマイホーム総合保険の保険期間の途中から地震保険を追加することができます。

2) 保険金をお支払いする場合(補償内容)

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の目的(保険をつけた建物または家財)に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	地震保険金額の100%(時価額が限度)
半損のとき	地震保険金額の50%(時価額の50%が限度)
一部損のとき	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

上記の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害査定指針」に従います。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されます。(平成17年4月1日現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{5 \text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

3) 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

家財のうち、次のものは保険の目的に含まれません。これらのものをマイホーム総合保険の保険の目的に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
 - ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨とう、彫刻物、その他の美術品
 - ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの など
- 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害や、保険の目的の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。
- 建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金をお支払いできません。

4) 保険期間(保険のご契約期間)

地震保険を1年間または5年間ずつ自動的に継続する方式や、最高5年までの長期契約とする契約方式があり、セットで契約するマイホーム総合保険の保険期間とあわせてご契約いただけます。

保険期間が自動的に継続する方式のご注意

- ・保険期間の満了する3か月前までに継続しない旨のお申し出がない限り自動的に継続されます。
- ・継続されるご契約の保険料は、継続保険期間の初日までにお支払いください。お支払いのない場合には、お支払い前の損害には保険金をお支払いできません。

5) 引受条件(ご契約金額等)

地震保険の保険の目的は「居住用建物」および「家財」となります。

建物・家財ごとに、セットで契約するマイホーム総合保険のご契約金額(保険金額)の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。また、すでに他の地震保険契約があり追加でご契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計金額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

保険料は、ご契約金額(保険金額)の他に建物の所在地・構造により異なります。また、建物の耐震性能に応じた建築年割引(昭和56年6月1日以降に新築された建物が対象)および耐震等級割引制度があります。

地震保険の引受条件またはご契約金額(保険金額)の設定等の詳細につきましては、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

<警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて>

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域(東海地震に係る地震防災対策強化地域)内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約またはご契約金額(保険金額)の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

弊社へのお問合せ・ご相談・苦情は下記にご連絡ください。

[受付時間: 平日AM9:00~PM5:00、土日祝および12/30~1/4を除く]

0120-101-101

おかけ間違いにご注意ください。

ガイダンスに従い、お問合せは3、ご相談・苦情は4をプッシュしてください。1・2はお客向けサービス(安心ドリームサービス)の受付他です。

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

[受付時間: 平日AM9:00~PM6:00]

0120-107-808(フリーダイヤル)

おかけ間違いにご注意ください。

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

事故が発生した場合、ただちにご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

[受付時間: 365日24時間]

0120-024-024(あいおい損保安心ダイヤル)(携帯・PHS OK)

おかけ間違いにご注意ください。

ご契約いただくお客様へのお願い

保険のご契約者以外に被保険者(保険の補償を受けられる方)がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載したことがらをお伝えください。

マイホーム総合保険付帯サービスのご案内

マイホーム総合保険のご契約には「住まいの現場急行サービス」が付帯されています。

トイレのつまりの除去、給・排水管のつまりの除去、カギ開けなどのトラブルの際、現場での30分程度の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

「住まいの現場急行サービス」のご提供内容等の詳細は、「パンフレット」でご確認ください。なお、本サービスの内容は、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

本サービスは、あいおい損保の提携会社である(株)安心ダイヤルがご提供いたします。

重要事項説明書

注意喚起情報のご説明（マイホーム総合保険（住居建物総合保険））

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約条項をご参照ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。「マイホーム総合保険」は、住居建物総合保険のペットネームです。

1 クーリングオフ説明書（契約申込みの撤回等について）

保険期間（保険のご契約期間）が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、一定期間に限り、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(1) クーリングオフができる期間

次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフをすることができます。
ご契約を申込みされた日
本書面を受領された日

(2) クーリングオフのお申し出方法

上記(1)の期間内（8日以内の消印のみ有効）に、弊社の本店（下記 あて先）に必ず郵便にてご通知ください。

- 【 1】ご契約を取り扱った代理店・扱者では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- 【 2】すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、クーリングオフの効力は発生せず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

(3) お払い込みになった保険料の取扱い

クーリングオフをされた場合には、すでにお払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、弊社および弊社代理店・扱者はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金をお客様に一切請求いたしません。

ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフをされた場合は、保険期間の開始日（保険期間の開始日以降に保険料が支払われた時は、弊社が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割りでお支払いいただく場合がございます。

(4) クーリングオフができないご契約

次のご契約は、クーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

- ・保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約を付帯した契約を含みます。）
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・質権が設定されたご契約（保険料ローンを利用した積立保険、住宅ローン借入れに伴い加入した火災保険など）
- ・保険金または満期返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ・通信販売特約にもとづき申込みされたご契約
- ・第三者の担保に供されているご契約
- ・賃貸借契約等により付保が義務づけられている借家人賠償責任特約付の家財保険契約

(5) ご通知いただく事項

クーリングオフのお申し出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。

- ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
ご契約を申込みされた方の住所、氏名・押印、電話番号（ご連絡先）
ご契約を申込みされた年月日
ご契約を申込みされた保険の次の事項
- ・保険種類 マイホーム総合保険（住居建物総合保険）
 - ・領収証番号（保険料領収証の右上に記載の番号）または証券番号（申込書控の右上に記載の番号）
- ご契約を取り扱った代理店・扱者名
ご契約の取扱営業店名

<あて先> 〒150-8488
東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
あいおい損害保険株式会社
お客様相談センター 行

2 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項（申込書の記載上の注意事項）

ご契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出いただく義務（告知義務）があります。申込書の記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。特にご契約者の住所・氏名、保険の目的（保険をつけた建物または家財など）の所在地、被保険者（保険の補償を受けられる方）、建物の構造・用法、面積、他の保険契約または共済契約（保険の目的を同一とする他の保険契約または共済契約）の有無等にご注意ください。

ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合は、保険契約は無効とします。
他人のために（他人の所有するものを保険の目的とする）保険契約をご契約する場合に、ご契約者その旨を申込書に明記しなかったとき
ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または保険金受取人が、ご契約時に保険の目的（保険をつけた建物または家財など）がすでに火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していたことを知っていたとき

(2) 契約締結後における留意事項（通知義務等）

ご契約後に次の変更等が生じた場合には、ただちにご契約の代理店・扱者または弊社にご通知ください。ご通知がないと、変更の後に生じた事故による損害については保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

- この保険契約で補償される損害等について、他の保険契約または共済契約を締結する場合
- 建物などを売却・譲渡などにより名義を変更する場合
- 建物の構造または用途を変更する場合
- 家財などを引っ越し等により他の場所に移転する場合
- 住所を変更する場合
- 建物の買い替えや建て替えをする場合
- 建物の増築、改築または一部取りこわしを行った場合
- 保険契約で補償しない事故により、建物または家財が一部滅失した場合
- 「住宅用防災機器割引」適用契約で、機器を取り外すなど防災機器が有効でなくなった場合
- 住宅用防災設備のない建物に、新たに火災警報器や火災報知設備などの住宅用防災機器を設置した場合

3 保険責任開始期

- (1) 保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午後4時（申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。
- (2) 保険料は、保険料の口座振替に関する特約などの特定の特約をセットした場合を除き、ご契約およびご契約の変更と同時に支払いください。保険期間（保険のご契約期間）が始まった後であっても、ご契約の代理店・扱者または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

4 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

マイホーム総合保険では以下の場合には保険金をお支払いすることができません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は住居建物総合保険普通保険約款・特約条項でご確認ください。

- (1) ご契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）等の故意・重大な過失によって生じた損害
- (2) 戦争・外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害
- (3) 地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害（「地震保険」をおつけいただけない場合）

（注）地震等を補償するためには別途「地震保険」が必要です。地震保険の契約をご希望にならない場合は、申込書にご確認の押印をお願いいたします。地震保険の詳細については、契約概要のご説明に記載の「地震保険の概要」をお読みください。

裏面もご覧ください

5] 保険料のお支払い時期

保険料は、保険料の口座振替に関する特約などの特定の特約をセットした場合を除き、ご契約と同時に支払いください。お支払い前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

6] 解約と解約返れい金

ご契約後、保険契約を解約される場合には、ご契約の代理店・扱者または弊社にお申し出ください。解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払い保険料をご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合は、払込まれた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

7] 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。

- ・マイホーム総合保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。
 - ・家計地震保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金は100%、解約返れい金等は全額補償されます。
- パンフレット等の帳票の作成時期によって、上記と異なる記載をしている場合がございますが、平成18年4月以降は上記の取扱いとなっております。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

弊社へのお問合せ・ご相談・苦情は下記にご連絡ください。

[受付時間：平日AM9：00～PM5：00、土日祝および12/30～1/4を除く]

0120-101-101

おかけ間違いにご注意ください。

ガイドラインに従い、お問合せは3、ご相談・苦情は4をプッシュしてください。1・2はお客向けサービス（安心ドリームサービス）の受付他です。

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

[受付時間：平日AM9：00～PM6：00]

0120-107-808（フリーダイヤル）

おかけ間違いにご注意ください。

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

事故が発生した場合、ただちにご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

[受付時間：365日24時間]

0120-024-024（あいおい損保安心ダイヤル）（携帯・PHS OK）

おかけ間違いにご注意ください。

ご契約いただくお客様へのお願い

保険のご契約者以外に被保険者（保険の補償を受けられる方）がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載したことがらをお伝えください。

その他ご注意ください

1] ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料をお支払いいただきますと、団体扱特約など特定の特約をセットした場合を除き、弊社所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。
- (2) ご契約が弊社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。弊社は、幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払いその他の業務または事務を行っています。
- (3) 損害保険会社等の間では、傷害事故について保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までお問い合わせください。（具体的には事故発生の場合に、損害保険の種類、受傷者名、事故発生日、取扱損害保険会社等の項目について確認しています。）
- (4) 死亡保険金受取人を指定し、他人を被保険者（保険の補償を受けられる方）とする契約を結ぶときは、必ず被保険者の同意を得てください。
- (5) ご契約にあたっては、運転免許証や健康保険証等により、お客様のお名前、生年月日およびご住所の確認をさせていただく場合がございます。その他、解約返れい金の受け取り時など、お客様（返れい金の受取人）のお名前、生年月日およびご住所の確認をさせていただく場合がございます。

2] ご契約後にご注意いただきたいこと

- (1) 保険証券は大切に保管してください。また、個人のお客様が家計地震保険にご加入いただいた場合、保険証券添付の控除証明書は地震保険控除を受ける際に必要となりますので大切に保管してください。
- (2) ご契約者の住所などを変更される場合には代理店・扱者または弊社にご連絡ください。

3] 事故が起こったときの手続き

- (1) 事故が発生した場合には、ただちにご契約の代理店・扱者または弊社にご連絡ください。ご連絡がないと保険金をお支払いできないことがあります。
- (2) 賠償責任を補償する特約をご契約の場合、賠償事故に係わる示談交渉等は、必ず事前に弊社とご相談の上、おすめください。
- (3) 保険金のご請求にあたっては、弊社所定の書類を提出していただきますので、ご契約の代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- (4) 保険金請求権については時効（2年）がありますのでご注意ください。
- (5) 損害保険金（通貨等の盗難の場合などを除きます。）および水害保険金のお支払い額が1回の事故でご契約金額（保険金額）（保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。）の80%を超えたときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお、80%を超えない限り、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額（保険金額）は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

<お客様に関する情報の取扱い>

お客様の情報の利用目的について

お客様からお預かりした情報は、適切な保険の引き受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスの提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます。）、保険商品のご提案、弊社子会社・関連会社および提携先の保険商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。

お客様からお預かりした情報は、下記の場合に提供または共同利用することがあります。

- ・個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
 - ・利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先等に提供する場合
 - ・保険商品のご提案を行うために弊社子会社あいおい生命保険（株）と共同利用する場合
 - ・保険契約の適正な引き受け、保険金の適正な支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するため損害保険会社等と共同利用する場合
 - ・保険金の適正および迅速な支払いのために必要な範囲において保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者等）に提供する場合
 - ・再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合
- 詳しくは弊社ホームページ(<http://www.ioi-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。